

争議調停のため大阪本社を訪ひ十七日歸島した國粹會幹部の齎した情報に  
よりと本社の態度は益々強硬で職工が児童の學校盟休をなさしむるが如き手  
段を弄するにおいては此際断然争議團との交渉を打切らに決してゐる而して新に尤  
記の如き條件を提出して罷業職工側が十八日正午までにこれに對する首肯を得べ  
き回答をなさない限り十九日断然工場を閉鎖することに決してゐる會社側から  
争議團に對する要求條件は

- (一)従來の要求は全部撤回し工場長にこれが解決を一任すること
- (二)解雇手當は新規定に依る最低限度額の八割を以て適當と認む
- (三)臨時休業中は一時手當を支給せず其代り職工一人に對して廿圓宛の金額を貸與し月賦償還の方法を採
- 用すること
- (四)解雇職工に善なる者は再び常備職工として復歸せしむる事を得

等であること。

と對して一修、職長が歸京最後の勸告、工場長に一任するが否か

夫二百七十五名、國島三在、兩子場のみ争議、  
備後因島の労働争議の小學児童休校問題に就て、  
調を取れ、十七日關係児童直至十七日は休校した、  
又榊畑職長は大阪本社を請ひ、  
重役の意思向が断定的に要求は重くも容れられ、  
てゐることを確め十七日朝危慮歸來し

、資格者會議を開き代表六名を、  
町道生、所助役、及國粹會關係者三原  
、町會議員、小林三郎氏が加り、  
十七日午後一時、争議團幹部と會見し、  
會社の意思、  
、絶対的であるから、  
此の上は、  
、の言を信用して一任しては如何と語り、  
争議團幹部は一同に代り、  
十八日正午、  
回答することをお約束して別れたが、  
争議團では同日朝従來に然り、  
同盟大阪聯合會の下に活動し来たが、  
今後は、  
同盟會の下に大々的に争議を續ける  
ことを決定、  
争議團各支部に通達した程であるから